

## 不動産登記法 代理権の不消滅 宅建 H14-15-2 《#619》

【問】 正誤をつけよ。

委任による登記申請の代理権は、本人の死亡によって消滅する。

【答え】 誤り

## 《ポイント》 代理権の不消滅【★基礎必須】

登記の申請をする者の委任による代理人の権限は、次に掲げる事由によっては、消滅しない。

- － 本人の死亡（不登法 17 条 1 号）

## 《まとめ》任意代理権の消滅事由

	死亡	破産	後見開始の審判	(解約)告知
本人	消滅※	消滅	消滅しない	消滅(解任)
代理人	消滅	消滅	消滅	消滅(辞任)

※ 登記申請の代理権は、本人の死亡によって消滅しない